

平成24年1月27日  
規程第 11 号

(目的)

第1条 この規程は、代表理事の権限に属する事務を処理するに当たり、委任及び決裁事項を定めて、その責任を明らかにするとともに協会事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁事案について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決事案について、代表理事から事務の委任を受けた者が決裁することをいう。
- (3) 代決事案について、専決することができる者が不在の場合に、臨時にこれらの者に代わって決裁することをいう。

(館長に対する事務の委任)

第3条 代表理事は、次に掲げる事務を館長に委任する。

- (1) 臨時の休館日を定めること。
- (2) 会館の施設等(以下「会館」という。)の利用時間及び利用期間を変更すること。
- (3) 会館の利用を許可すること。
- (4) 会館の利用許可にかかる事項の変更を許可すること。
- (5) 会館の利用許可に条件を附すること。
- (6) 会館利用者の遵守事項を定め、及び会館利用者に対し指示すること。
- (7) 会館の利用の条件の変更、停止及び許可の取消に関すること。
- (8) 入館を禁止し、又は退館を命ずること。
- (9) 使用料、手数料、その他の収入の徴収及び収納に関すること。

(委託事務の処理)

第4条 館長は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、代表理事の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- (2) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生じるおそれがあるとき。

(専決)

第5条 館長の専決することのできる事項は、別表のとおりとする。

(専決の報告)

第6条 専決した者は、必要があると認めるときは、専決した事項について、その内容を上司に報告しなければならない。

(代決)

第7条 館長が専決することができる事項に係る事案について、館長が不在のときは、館長があらかじめ指名した者が代決することができる。

(代決の制服)

第8条 前条に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項、又は緊急を要する事項に限るものとし、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項については、代決することはできない。

(後閲)

第9条 代決者は、代決した事項については、すみやかに決裁権者の後閲を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。

別 表

館長専決事項

- 1 臨時職員の任免及び給与の決定に関する事。
- 2 職員の休暇及び欠勤等を承認する事。
- 3 職員の代日休暇に関する事。
- 4 職員の扶養親族の認定に関する事。
- 5 職員の住居手当の支給額の決定に関する事。
- 6 職員の通勤手当の支給額の決定に関する事。
- 7 職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事。
- 8 職員の旅行命令に関する事。
- 9 職員の配置転換に関する事。
- 10 職員の時間外勤務及び休日等の勤務命令に関する事。
- 11 恒例な委託及び委託にかかる契約の締結に関する事。
- 12 義務的経費の支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。
- 13 1件50万円未満の支出負担行為の決定及び支出命令に関する事。
- 14 前各号の掲げるもののほか代表理事の指定する事項。